

平成27年12月15日

一般社団法人京都府建設業協会 御中

京都府環境部環境管理課
京都市環境政策局環境企画部環境指導課

石綿を含有する成形板等の取扱いについて

平素は、京都府及び京都市の環境行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、この度、環境省から、同省が今年度実施した全国的な大気環境中の石綿濃度調査において、石綿含有成形板を取り扱う解体現場内において石綿が飛散していた事例が確認されたとの通知がありました（別添のとおり）。

石綿含有成形板は、大気汚染防止法において建築物等の解体作業等時の石綿飛散防止措置を定めている特定建築材料（吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）には該当しませんが、解体作業等においてはできる限り切断や破碎は行わないように努め、やむを得ず切断や破碎をする場合には、湿潤化等の石綿飛散防止措置が必要です。

つきましては、石綿含有成形板等の除去を行う際は、下記のマニュアルを参考に石綿飛散防止の徹底を図られますよう貴団体所属の会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月）

<URL>http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.02版]（厚生労働省、平成27年3月）

<URL><http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf>

（参考）

大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）により、解体作業等を行う際に、石綿含有の事前調査及び調査結果の掲示が義務付けられました。参考資料として掲示例を添付しますので、成形板等の取扱いと併せて御確認いただきますようお願いいたします。

[担当] ・京都府環境部環境管理課 中西

Tel 075-414-4711

・京都市環境政策局

環境企画部環境指導課 藤村

Tel 075-222-3955



環廃産発第1511181号
 環水大大発第1511171号
 平成27年11月17日

各 { 都道府県 } 廃棄物行政主管部(局)長 殿
 { 政令市 } 大気環境主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



環境省水・大気環境局大気環境課長



石綿を含有する成形板等の取扱いについて

日頃から、環境行政に多大な御協力・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境省では、全国において、毎年大気環境中の石綿濃度調査を実施しておりますが、今年度の調査において、特定建築材料以外の石綿を含有する成形板（以下「石綿含有成形板」という。）を取り扱う解体現場内において石綿の飛散事例が確認されました。なお、解体現場の敷地境界からは石綿が検出されなかつたため、周辺環境への影響は無かつたと考えられます。

本事案では、十分な湿潤化を行わずに石綿含有成形板の切断・破碎を行ったために、作業現場近傍で石綿が飛散したと考えられます。

石綿含有成形板等は、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないものの、切断や破碎作業により石綿粉じんが飛散することが懸念されます。そのため、できる限り切断や破碎をしないよう努めるとともに、やむを得ず切断や破碎を行う場合においても、湿潤化等の石綿飛散防止のための措置が必要です。

また、石綿含有成形板等を廃棄物として処理する際には、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成23年3月31日付け環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長連名通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に沿った適正な処理が必要です。

貴職におかれましては、関係部局及び都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、管下自治体並びに建築物解体業及び産業廃棄物処理業等の関係団体に対し、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、下記マニュアルを参考に飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう、周知していただきますようお願い申し上げます。

また、別添のとおり、厚生労働省から都道府県労働局の労働基準部宛てに関連の通知がされているので申し添えます。

記

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年3月)
 <URL> <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>

- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
(環境省水・大気環境局大気環境課 平成26年6月)
<URL> http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html

- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.02版] (厚生労働省、平成27年3月)
<URL> http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudouki_jun_kyokuanzeneiseibu/0000093998.pdf

担当

【廃棄物処理に関すること】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課 池田
TEL 03-5501-3156

【解体作業に関すること】

環境省水・大気環境局大気環境課 大野、江田、福島
TEL 03-5521-8293

基安化発 1117 第 2 号
平成 27 年 11 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

石綿含有成形板等の除去作業における労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところである。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されたところである。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破碎する作業を行っていたものであるが、湿潤化が十分でなく、破碎時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられる。

については、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置の適切な実施について指導されたい。

なお、別添 1 のとおり関係団体あて要請を行ったので了知されたい。

また、別添 2 のとおり、環境省から都道府県等の廃棄物担当部局及び大気環境担当部局あて関連の通知がされているので申し添える。

記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破碎又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないように十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させない

ための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破碎等に伴う破断面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

3. 破碎等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

基安化発 1117 第 1 号
平成 27 年 11 月 17 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止措置について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有成形板の除去作業における労働者の石綿ばく露防止につきましては、厚生労働省では、事業者に対して石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成 26 年 3 月 31 日技術上の指針公示第 21 号）に基づく措置の実施徹底を図っているところです。

今般、厚生労働省が環境省と合同で実施した東日本大震災被災地における建築物の解体現場での石綿気中濃度調査において、石綿含有成形板の除去を行う作業場から比較的高濃度の石綿が検出されました。本事案は、建築物から取り外した石綿含有成形板（内装材、ケイ酸カルシウム板第 1 種）を手作業で約 30 センチメートル角に破砕する作業を行っていたものですが、湿潤化が十分でなく、破砕時に板の破断面から石綿等の粉じんが発散したこと及び床面に堆積していた粉じんが再飛散したことが考えられます。

つきましては、同種事例の再発を防止するため、下記の事項に留意の上、石綿則等に基づく措置を適切に実施するよう、貴会会員に対する周知をお願い致します。

記

- 1 石綿含有成形板の除去に当たっては、原則として手ばらしで、破砕又は切断等を伴わない方法で行うこととし、建物から取り外した廃材を原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
- 2 石綿含有成形板が大きい等によりやむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを発散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。なお、板表面への事前の散水だけでは、破砕等に伴う破断

面からの発じん対策として十分でないので、破断面への散水等の措置を講じながら作業を行うこと。

- 3 破砕等に伴い発生した石綿等の粉じんが床面に堆積し、再飛散するおそれがあるので、状況に応じて飛散防止の措置を講じながら作業を行うこと。

別記

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
公益社団法人 日本作業環境測定協会
公益社団法人 日本保安用品協会
公益社団法人 産業安全技術協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 日本建設業連合会
一般社団法人 全国建設業協会
公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
一般社団法人 建設産業専門団体連合会
建設廃棄物協同組合
一般社団法人 J A T I 協会
一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
全国アスベスト適正処理協議会



解体等工事を行う際には 石綿(アスベスト)の事前調査及び結果の掲示が必要です！

平成26年6月1日に、改正大気汚染防止法が施行され、建築物の解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、その結果等を解体等工事の場所に掲示することが義務付けられました。

ただし、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体等する際には、当該調査及び掲示を行わなくても構いません。

【掲示例①】石綿が使用されており、特定工事に該当する例

建築物の解体等作業に関するお知らせ			
<p>当作業は、大気汚染防止法第18条の17の規定により、下記のとおり、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）であるか否かの事前調査を行っております。</p>			
調査を行った者の 氏名又は名称 <small>(法人にあっては代表者の氏名)</small> 住 所	○○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 京都府京都市○○区○○町	調査の方法	設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 <small>(調査箇所)</small> 1階～3階
調 査 結 果	石綿の使用有り <small>(特定工事の対象)</small>	特定工事の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	1階機械室 吹付け石綿アモサイト 2階金庫室 石綿を含有する耐火被覆材クリソタイル 3階便所内PS 石綿を含有する保温材アモサイト
		調査終了日	平成○○年○○月○○日

【掲示例②】石綿が使用されているが、特定工事に該当しない例（スレート等）

建築物の解体等作業に関するお知らせ			
<p>当作業は、大気汚染防止法第18条の17の規定により、下記のとおり、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）であるか否かの事前調査を行っております。</p>			
調査を行った者の 氏名又は名称 <small>(法人にあっては代表者の氏名)</small> 住 所	○○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 京都府京都市○○区○○町	調査の方法	設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 <small>(調査箇所)</small> 1階～3階
調 査 結 果	石綿の使用有り <small>(特定工事の対象外)</small>	特定工事の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	-
		調査終了日	平成○○年○○月○○日

（裏面も御覧ください。）

【掲示例③】石綿が使用されていない例

建築物の解体等作業に関するお知らせ

当作業は、大気汚染防止法第18条の17の規定により、下記のとおり、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）であるか否かの事前調査を行っております。

<p>調査を行った者の 氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名) 住 所</p>	<p>〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 京都府京都市〇〇区〇〇町</p>	<p>調査の方法</p>	<p>設計図書の確認 現場での目視及び石綿含有率の分析 (調査箇所) 1階～3階</p>
<p>調査結果</p>	<p>石綿の使用無し (特定工事の対象外)</p>	<p>特定工事の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類</p>	<p>—</p>
		<p>調査終了日</p>	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>